

農地銀行情報提供事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は農地の有効利用を図るため、農地所有者及び相続権者など処分権を有する者(以下「農地所有者等」という。)からの申し出により農地利用希望者に農地情報を提供する事務処理について必要な事項を定める。

(申し出)

第2条 農地所有者等は自ら耕作の用に供することができない農地について、別記様式1「貸したい・売りたい農地登録申込書」(以下「登録申込書」という。)により農業委員会に対して、希望者に農地の情報提供をするよう申し出ることができる。この登録申込書は、農地台帳補完調査時に配布し提出を求め、また、農地の相続届出者や耕作放棄地の所有者等に管理依頼をする際等において今後耕作が見込まれない場合には、なるべく登録申込書の提出を求めるものとする。

(リストの作成)

第3条 農地台帳補完調査時の登録申込書に基づき農地台帳の土地情報に貸借希望の有無及び公的介入の希望を入力し、その情報を基にサーバーからデータ出力したものにその他の情報を入力して対象データリスト(以下「データリスト」という。)を作成する。追加で登録申込があった場合は、その都度農地台帳及びデータリストに追加入力する。

(情報の提供・公開)

第4条 農業委員会事務局は、この登録申込書の情報を以下の方法で提供・公開する。

- 1 個人情報を除く部分をコピーした登録申込書(以下「公開用台帳」という。)及び案内図等を作成し、窓口来庁者に対して提供する。
- 2 庁内LAN(コア)の全庁キャビネットの農業委員会事務局公開キャビネットにデータリストを公開し、各グループや市の農政部門で閲覧できるようにする。ただし、データリストにはパスワードを設定し、該当する者だけが閲覧できるようにする。
- 3 地域の認定農業者等の担い手の利用が優先されるよう各地区調査会にその地区のデータリストを出力し提供する。
- 4 農協等の農地利用集積円滑化団体には、不動産部門等へ情報を流用しない旨の確約を取った上でデータリストを出力し提供する。ただし地番入りでないデータに関してはこの限りではない。
- 5 担い手を見つけるため、浜松市のホームページで農地銀行情報の一部を公開する。ただし、詳細なやり取りについては、次条の窓口での照会対応とする。
- 6 国・県には、要請に応じデータリストを提供する。

(窓口での照会対応)

第5条 窓口で情報提供の申し出を受けた場合は、別記様式2「農地利用希望者情報」用紙に記入を求め、閲覧に供する。ただし、閲覧者が農地利用者本人でない場合は、利用

予定者の情報も求めるものとする。なお、他の閲覧者への仲介を制限し案内図等の写しを含む情報提供(以下「紹介」という。)は、希望面積に比して概ね5倍以内の面積とし、紹介中は他の希望者への紹介が滞ることから現場確認後速やかに希望の有無を連絡するよう求め、概ね2週間の期限を超えた場合には紹介中の取り扱いを解除する旨通知するものとする。また、地番図入りの案内図は、公的な図面ではないこと、本来は浜松市資産税課の所有する情報であり区役所税務課で有償での提供となることを説明し現地確認以外に使用しないよう求める。

(希望者の管理)

第6条 データリストの希望者シートに農地利用希望者情報を入力し、農地利用希望者情報用紙には紹介状況を記入する。

(状況管理)

第7条 窓口対応で農地の紹介をした場合は、以下のとおり情報を管理する。

1 データリストには、希望者シートに農地利用希望者情報を入力し、公開土地データには日付及び希望者の番号と「紹介」(希望者が現地を確認中)、「交渉」(希望者に所有者の連絡先を知らせ条件等協議中)、「成立」(利用権の設定等)の3段階の状況を一筆ごとに随時入力し最新情報となるよう管理する。「成立」は、農地利用集積計画公告データを基に申し出済か確認する。

2 公開用台帳にはその旨記載した付箋を附し、状況が判別できるようにする。

(担当窓口)

第8条 来庁者の窓口対応は、原則農地集積グループ・北部農地利用グループ・浜北農地利用グループのそれぞれの地区の農地について担当するが、区域をまたいで紹介を希望している場合等は、最新情報を担当窓口を確認のうえ公開台帳の写しの送付を求め情報を紹介する。ただし、紹介後の交渉等の依頼は、担当する窓口で対応する。

(個人情報等)

第9条 農地所有者等からの登録申込書において、土地情報の公開について了承を得るものとし、所有者等個人の情報は、本人の了承を得て、利用希望者に伝えるものとする。また、利用希望者の個人情報は、希望する土地の所有者等のみ伝えるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、その都度協議して定める。

附 則

この要領は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

【貸したい・売りたい農地登録申込書】

平成 年 月 日

受付No.

入力

住所 (非公開)	〒 -	電話番号 (非公開)	農地とともに提供できるもの (公開) 記載例) 農機具小屋、ビニールハウス、耕運機	
			申請者 氏名 (非公開)	自宅 () -
			この申込書の情報(非公開情報を除く)を、希望者が閲覧することや、インターネットのホームページ上で公開することに同意したうえで署名または押印します。	携帯 勤務先 () -

貸したい・売りたい農地の状況 (公開)

(所有者が同意している農地一筆ごとに記入してください)

この申込書の有効期間は翌年3月31日までとなります。

申し込みがあった場合、ご連絡いたします。

所在地 町名(字名)	登記 地目	面積 (㎡)	現況 (作付作物) (放棄 年)	隣接道路 (車両通行)	水利	土質 水はけ	貸・売 の希望	契約時期	希望貸借期間
(記入例) 元城町	田 畑 その他	1,000	耕作中 (馬鈴薯) 管理中 不耕作 (放棄 年)	有り (可・否) 無し	有り 無し 不明	土質(赤土) 水はけ (良・否)	貸したい 売りたい どちらでも	いつでも 時期指定 年 月-	(3・6・10)年間 ・応相談
	田 畑 その他		耕作中 () 管理中 不耕作 (放棄 年)	有り (可・否) 無し	有り 無し 不明	土質 () 水はけ (良・否)	貸したい 売りたい どちらでも	いつでも 時期指定 年 月-	(3・6・10)年間 ・応相談
	田 畑 その他		耕作中 () 管理中 不耕作 (放棄 年)	有り (可・否) 無し	有り 無し 不明	土質 () 水はけ (良・否)	貸したい 売りたい どちらでも	いつでも 時期指定 年 月-	(3・6・10)年間 ・応相談
	田 畑 その他		耕作中 () 管理中 不耕作 (放棄 年)	有り (可・否) 無し	有り 無し 不明	土質 () 水はけ (良・否)	貸したい 売りたい どちらでも	いつでも 時期指定 年 月-	(3・6・10)年間 ・応相談
	田 畑 その他		耕作中 () 管理中 不耕作 (放棄 年)	有り (可・否) 無し	有り 無し 不明	土質 () 水はけ (良・否)	貸したい 売りたい どちらでも	いつでも 時期指定 年 月-	(3・6・10)年間 ・応相談
	田 畑 その他		耕作中 () 管理中 不耕作 (放棄 年)	有り (可・否) 無し	有り 無し 不明	土質 () 水はけ (良・否)	貸したい 売りたい どちらでも	いつでも 時期指定 年 月-	(3・6・10)年間 ・応相談

農地利用希望者情報(法人用)

1 希望物件の確認 該当する項目に記入又は 印をお願いします。

希望する地区			
希望する契約形態	使用貸借 (年)	賃貸借 (年)	所有権移転

2 利用希望者の確認

フリガナ 法人名				(従業員数 人)
業 種	(農業生産法人・一般法人)			
所在地				
電話番号		FAX		
担当者氏名		E-mail		
農業経営の確認	農業経営(有・無) 経営年数 _____ 年 認定農業者(該当・非該当) 現在の農業経営面積 _____ m ² 希望する農地の面積 _____ m ²			
希望農地の利用	予定作物名 _____ (露地・ハウス・他) 耕作従事者数 _____ 人 (常時従事 _____ 人・臨時 _____ 人) 今後の計画 _____			

3 紹介状況等(5筆まで)

【以下事務局で記入】

(受付者)

閲覧日	受付 No.	町 名	地 番	貸・売・ど	結 果
				貸・売・ど	キャン・紹介・成立・不成
				貸・売・ど	キャン・紹介・成立・不成
				貸・売・ど	キャン・紹介・成立・不成
				貸・売・ど	キャン・紹介・成立・不成
				貸・売・ど	キャン・紹介・成立・不成